

新型コロナウイルス感染症対策のための建設業関係事務手続きの見直しについて

○当面の間、実施する（終了する場合は、建設業・契約管理課ホームページで周知）

○申請等窓口、書類の提出部数、および手数料は変更なし

No	事務手続内容	申請等窓口	手続方法	証紙添付の有無	留意事項	
1	建設業許可	①許可申請 (新規、業種追加等)	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送 (詳細は別紙のとおり)	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること (注意)「別紙3 収入印紙、証紙、登録免許税領収書または許可手数料領収書はり付け欄」の提出は、事前審査後の提出になります。 従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること
		②更新申請	土木事務所	①	○	
		③変更、廃業の届出	土木事務所	①		
		④許可証明(確認)書の発行申請	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	○	【郵送の場合】 ・切手を貼付した返信用封筒を同封すること
2	経営事項審査	審査	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること その際、証紙を貼付した「手数料証紙(奈良県証紙)貼付書」も同封すること 従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること 切手を貼付した返信用封筒を同封すること
3	解体工事業の登録、変更届	県内本店の業者	土木事務所	①	△※ ¹	
		県外本店の業者	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	△※ ¹	【新規・更新の場合】 ・一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること ・従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること
4	浄化槽工事業の登録・ 特例浄化槽工事業の届出	県内本店の業者	土木事務所	①	△※ ²	
		県外本店の業者	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送	△※ ²	【新規・更新の場合】 ・一般書留、レターパック、及びゆうパックのいずれかにより郵送すること ・従来、提示のみとしていた確認書類についても郵送すること
5	住宅瑕疵担保履行法にかかる届出	資力確保措置状況の届出	県庁 (建設業・契約管理課)	原則郵送		【郵送の場合】 ・返信を希望する際は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること
6	建設工事受注動態統計調査	調査票の提出	県庁 (建設業・契約管理課)	郵送		特に変更はありません
7	閲覧関係		県庁 (建設業・契約管理課分室)	制限再開		<ul style="list-style-type: none"> 入室定員は4名までとし、1社につき1名に制限 混雑時は、1人あたりの閲覧時間を1時間に制限 消毒、マスク着用等の感染対策を十分に行うこと 府県をまたいだ移動による閲覧は、控えること
8	各種相談	建設業許可、経営事項審査、紛争等に関する相談	県庁 (建設業・契約管理課)	電話		

①手続方法については、各土木事務所へお問い合わせください。

②△※¹は、解体工事業の新規登録、更新登録の場合のみ

③△※²は、浄化槽工事業の新規登録、更新登録の場合のみ